

労働災害が **増加**

しています

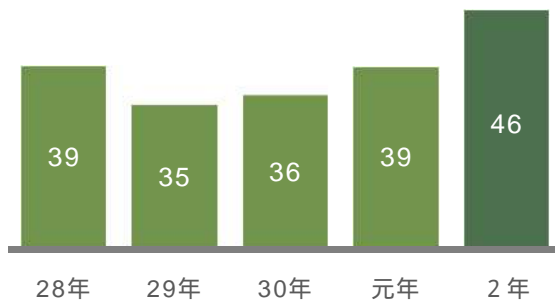
令和3年4月 一宮労働基準監督署

1 労働災害が増加しています！！

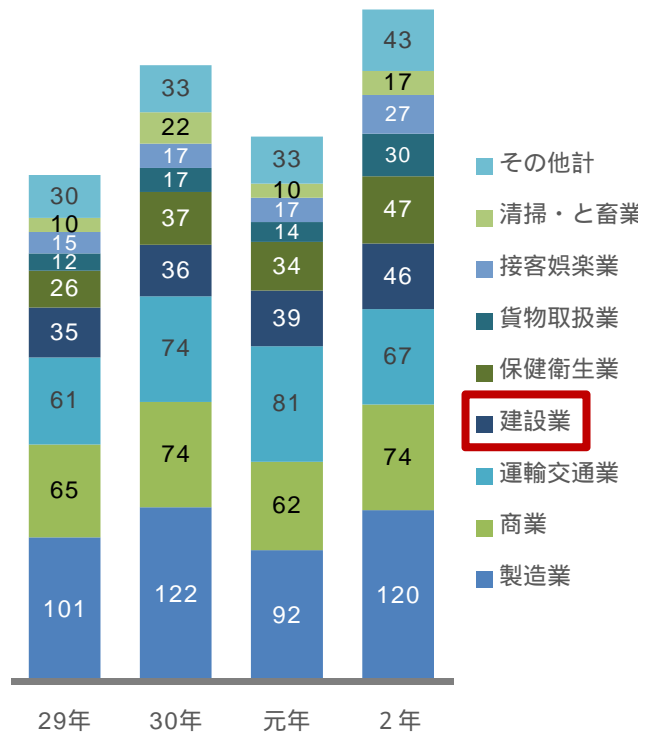
令和2年の一宮労働基準監督署管内の建設業における休業4日以上労働災害の発生件数は46件となり、平成24年以降で最多となりました。

一宮労働基準監督署管内の建設業の労働災害は、平成29年に減少したものの、再び増加傾向が見られ、今後の増加も危惧されるところです。

また、建設業の労働災害は、一宮労働基準監督署管内の全産業の労働災害の約10%を占める状況が続いています。



一宮労働基準監督署・建設業の労働災害の件数推移



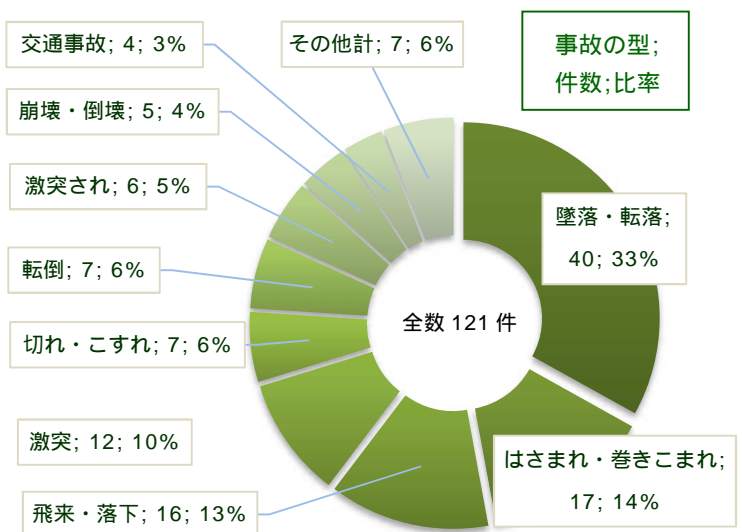
一宮労働基準監督署・全産業の労働災害発生件数
(平成29～令和2年分比較)

2 建設業の労働災害発生状況（事故の型別に見る傾向）

平成30年～令和2年の一宮労働基準監督署管内の建設業の労働災害を事故の型別に見ると、墜落・転落災害が30%以上を占め、はさまれ・巻きこまれ災害、飛来・落下災害を含めた上位3つの型で、災害全体の約60%となっています。

上記3つの型以外では、激突、切れ・こすれ、転倒、激突され、崩壊・倒壊、交通事故の順に多く発生しています。

各年において、発生件数に多少の違いはあるものの、多発する災害の型の傾向は類似しています。



一宮労働基準監督署・建設業の労働災害発生状況
(平成30～令和2年・事故の型別内訳)

3

多発傾向の労働災害の概要と対策

墜落・転落災害

一宮労働基準監督署管内の建設業の労働災害において最も多い、墜落・転落災害の平成30～令和2年の内訳は下記のとおりです。

はしご等、建設物、トラック、足場のほか、建設機械、装置等からの墜落・転落が多くみられます。

はしご・脚立等の上部・下部の固定、建設物・足場に対する手摺などの墜落防止措置、3点支持による昇降、保護帽の使用に努めましょう。

墜落・転落した場所	発生状況例	件数
はしご等	脚立を下りようとして、踏み板を踏みはずし墜落	11件
建設物(屋根等含む)	屋根上で作業中、木板を踏み抜き墜落	10件
運搬機械(トラック等)	荷台にて作業中、荷を持つ際にバランスを崩し墜落	9件
足場・作業床	足場を移動中、足を滑らせて開いた隙間から墜落	6件

はさまれ・巻きこまれ災害、切れ・こすれ災害

材料の据付時・積卸し時、動力機械・建設機械等の稼働時に多く発生しています。2人作業時の一方の機械等の操作ミスによる災害もしばしばみられます。

材料の取扱いの確認、機械の稼働状況の確認、建設機械の可動域への立入禁止の徹底、作業時の互いの安全確認に努めましょう。

飛来・落下災害、激突災害、激突され災害

飛来・落下災害については、取扱い中の材料等が飛来・落下する、機械の部品等が外れ、飛来・落下する等の災害が多く発生しています。また、激突・激突され災害については、可動中の建設機械等への激突、取扱い中の材料等に激突される等、可動中の物体に激突する・される災害が多く発生しています。

建設機械の可動域への立入禁止の徹底、各種機械の点検整備の徹底、材料の取扱いの確認に努めましょう。

4

現場指導の結果と問題点

令和2年度に一宮労働基準監督署管内の建設現場に対し、巡回指導を行いました。その結果は下記のとおりです。

巡回指導を行った現場の約半数の現場に違反が認められました。

違反の内訳としては、作業床（足場等含む）開口部（躯体端等）からの墜落防止措置にかかる違反率が高い状況です。

足場については、手摺等がないもの（取り外され復旧されていないものを含む）補強材の不足、設置計画の未作成・未届等の違反が認められました。

土木関連では、車両系建設機械の接触防止、地山の崩壊等が認められます。

建築・土木とも、災害の原因につながる違反が多い傾向が見られます。

災害を発生させないためにも、法を順守し、危険箇所への立ち入り、危険物との接触を回避する措置をとることが必要です。

